

スタートアップ政策の要望

2022年11月2日



本日特に主張したいこと ～6つの具体的な提言～

1 開業率10%を5か年計画のKPIとして設定

2 日本版QSBS制度の導入とストックオプション制度の強化

3 外国企業へのイコールフットイングの確保/OS・アプリストア寡占問題への必要な調査と法規制の執行

4 大企業の人材流動化と副業促進による『大人のインターン』

5 スタートアップ基金の創設(脱・単年度予算主義)

6 未上場株式の市場整備(プライマリーとセカンダリー双方)
EX)株式投資型クラウドファンディングの発行総額規制の上
限額を1億円から5億円に引き上げる

※投資家が投資する魅力が発揮される圧倒的なインセンティブが必要であり、金融所得課税には反対
※Web3.0に係る要望については別で提案済なのでここでは割愛。関連資料はAppendixに添付

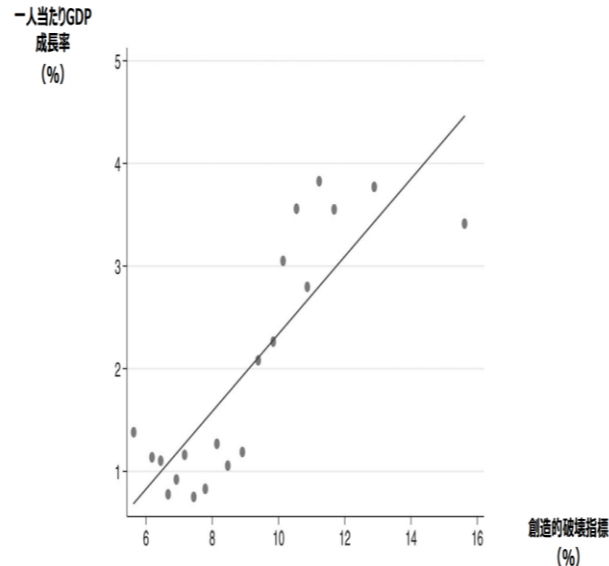
1. 開業率10%を5か年計画のKPIとして設定

KPIとして、**開業率10%(先進国並み)**も政府として設定。KPI達成のための**実行体制を責任者を明示し、達成状況を定期的にモニタリングし公表**

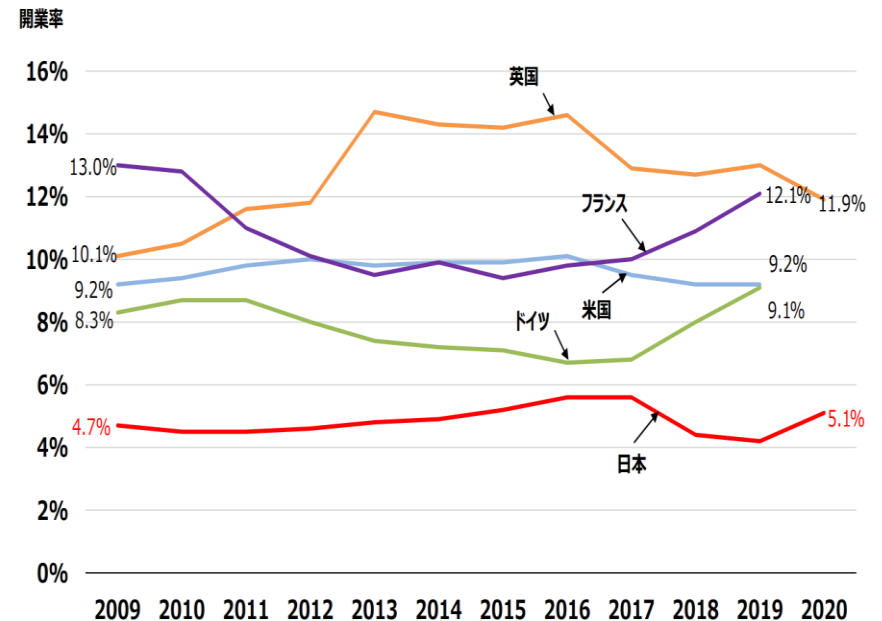
○ 企業の参入率・退出率の平均（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。

○ 日本の開業率は米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移し、2020年で5.1%。

企業の参入率と退出率の平均（創造的破壊指標）と一人当たりGDP成長率



開業率の推移



2. 日本版QSBS税制の創設

(当連盟税制改正要望より抜粋)

趣旨

- 日本はそもそも起業家に対する応援環境が少なく、起業文化を醸成するほか、**起業に対する強力なインセンティブ（起業家自らの起業インセンティブ、投資家による応援投資インセンティブ）**が必要
- また、**成功した起業家がその経験を活かして他の起業家を支援する場合や、自ら別の起業を行う場合（シリアルアントレプレナー）**を推進していくための措置も必要

具体策

- アメリカのQSBS（Qualified Small Business Stock）税制を参考に、**起業家、従業員、エンジェル投資家がQSBSの売却によって得たキャピタル・ゲインに対する税控除、利益のスタートアップへの再投資に係る課税繰延べ**制度を導入

※米国QSBS税制の概要：

趣旨：スモールビジネスへの投資を拡大、リスクを取る起業家への報償

対象者：起業家、従業員、エンジェル投資家

優遇の内容：

- ①総資産5,000万ドル以下等の要件を満たす企業が発行する株式（QSBS）の売却によって得た利益の最大100%のキャピタル・ゲイン控除（上限1,000万ドル等。5年以上保有が条件）
- ②QSBSの売却によって得た利益をスタートアップに再投資する場合、課税繰延べが可能（上限なし）

2. ストックオプション制度の強化 (当連盟税制改正要望より抜粋)

趣旨

- ストックオプションによる役職員の企業価値向上の**インセンティブ機能を維持**するため、スタートアップの投資環境等の情勢の変化に応じて、税制適格要件も柔軟に見直すべき
- 特に昨今、上場後は先行投資がしにくい等の理由から、**成功するスタートアップは大型化した後に上場する傾向**（SanSan、米国AirBnB等）
- 一方、税制適格のストックオプションの行使期間が10年に限定されており**実態と不整合**

具体策

- 税制適格ストックオプションの**行使期間の延長（例：10年→15年）と遡及的な手当て、権利行使価額の年間合計額の引き上げ**
- **IPO前の権利行使の実現や発行会社の管理コストの合理化のため、権利行使による取得株式に係る保管委託要件の見直し**
- **RSU(譲渡制限株式ユニット)など従業員向け株式報酬の円滑化**
- ストックオプション税制について、最終的には、①行使時の課税を繰り延べ、②譲渡時点で行使価格との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とする、など**ゼロベースでの見直しも必要**

※その他、スタートアップの人材獲得力向上に向けたストックオプション制度改革として、税制措置と合わせて、米国のようなストックオプションプール導入のための法制度整備、従業員が使いやすい未上場株式のセカンダリーマーケットの整備(保管管理委託要件の見直しを含む)、株式評価額算定方法のあり方の検証、ストックオプション活用に向けた必要な情報共有・周知なども合わせて、スタートアップ5か年計画等において実現していくべき

3. 外国企業に対するイコールフットイングの必要性

当連盟では、昨年10月に新しい産業政策として下記を提言

- デジタルプラットフォームを通じた越境経済化が進展する中で、内外イコールフットイングの確保が一層必要に

	国内市場	海外市場
現状	<ul style="list-style-type: none">● 法文上の域外適用は整備されつつあるが、行政執行が不十分● 日本企業は国内市場で不公正な競争を強いられている状況	<ul style="list-style-type: none">● 規制・制度による参入障壁が極めて高い海外市場（特に中国）の存在● 当該国との関係では、一方的に国内市場への浸透を許している状況
必要な対応	<ul style="list-style-type: none">● 外国企業の法令遵守状況の把握・分析● 外国企業への行政執行力の強化<ul style="list-style-type: none">▶ 情報収集の強化▶ 執行機能の強化	<ul style="list-style-type: none">● 相互主義の原則に基づいた対応<ul style="list-style-type: none">▶ 相手国の参入障壁の撤廃▶ 日本に同様の参入障壁を設置

法令不遵守による不当に不利な競争環境

著作権法

- 中国企業等は違法な形で著作物をアップロードするなどして、ユーザー数を獲得、広告などでマネタイズ

消費税法

- 消費者向けにゲーム、映像、音楽等を配信する場合、国内外事業者問わず消費税の納税義務
- 外国会社は申告納税で、納税徹底されず

3. OS・アプリストア寡占問題への必要な調査と法規制の執行

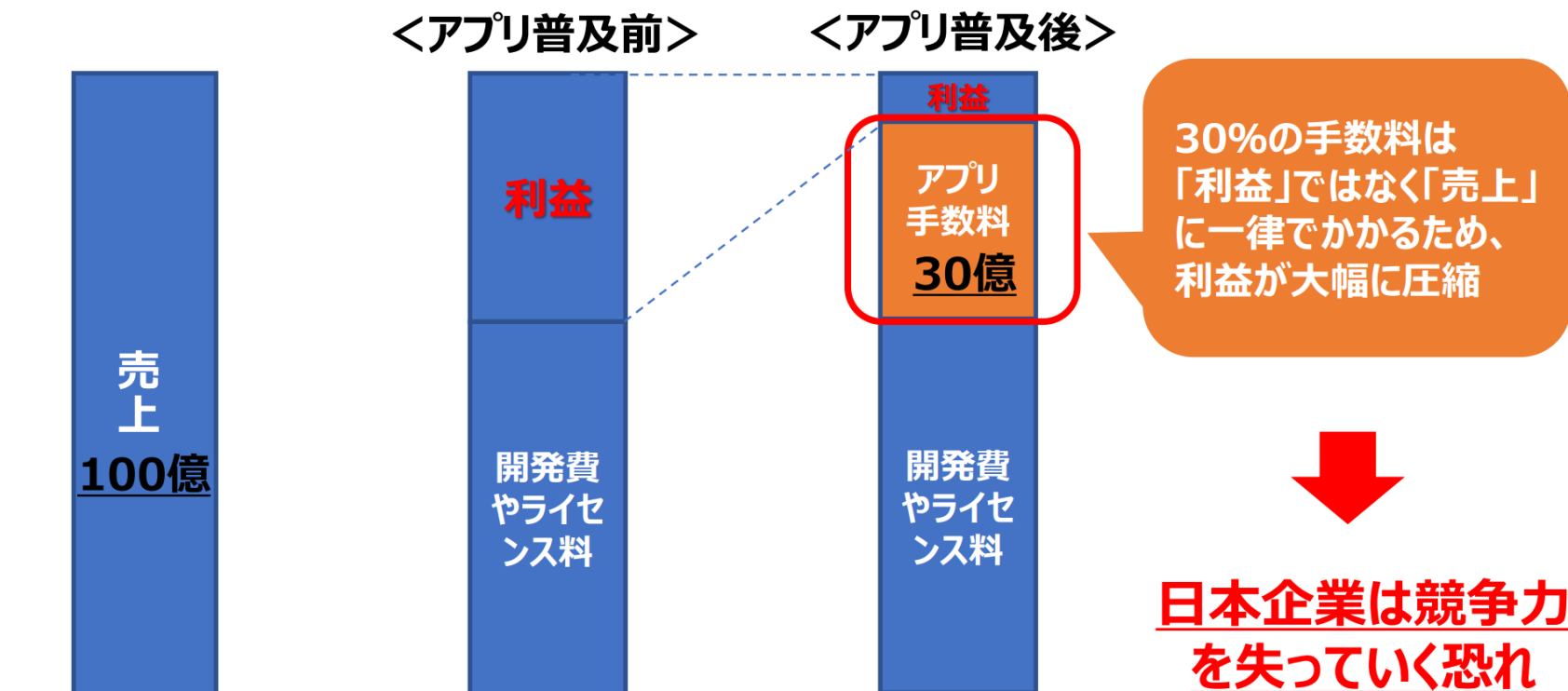
スマホ時代の市場構造



3. OS・アプリストア寡占問題への必要な調査と法規制の執行

アプリ市場の問題点

- ◆ アプリストアは外国勢2社の寡占。2社はアプリ売上等に対して基本**30%の手数料**
- ◆ 2社以外のアプリストアの使用は事実上困難であり**手数料について個社単位では物申せない状態**。またアプリストアでの**著しく不公正な規約の一方的変更**に伴う国内企業の追加投資やサービスの変更・停止、**アプリ上の決済システムの独占**
- ◆ 例えば100億円の売上のあるゲーム会社の場合は以下のように



3. OS・アプリストア寡占問題への必要な調査と法規制の執行

諸外国では、OS・アプリストアの寡占問題に対して新たな立法措置を検討したり、独禁当局が調査に入っている。日本も独禁法による事後的な対応を中心にもう一段の措置を検討していく必要がある。

法制化

米国 2021.8 Open App Markets Act(OAMA)提出
2021.8 上下両院で法案提出(両院とも同名の法案)
2022.2 上院司法委員会可決

韓国 2021.9 電気通信事業法を改正
主要国で初めてアプリストア事業者に禁止行為を設定

EU 2022.3 デジタル市場法(DMA)実質合意

包括的デジタルプラットフォーム規制の一環として、アプリストア規制(外部誘導許容義務、アプリ内決済利用強制禁止、サイドローディング許容義務等)もあり **22年11月1日発効、23年5月から規制執行開始。ゲートキーパー指定は23年半ばに行われ、12社程度が指定される見込み。23年3月頃からゲートキーパー対象規制の遵守義務発生。**

独禁法違反調査

英国 2021.3~ 競争市場庁(CMA)がApp Store運営に関し調査開始

英国 2022.6~ 競争市場庁(CMA)がGoogleアプリ内決済利用義務化に関し調査開始

独 2021.6~ 連邦カルテル庁((BKartA)がApp Store運営に関し調査開始

蘭 2019.4 消費者市場庁(ACM)がApp Storeに関する調査開始
2021.12 ACMはAppleの行為は独禁法違反とし、[出会い系アプリのアプリ内決済以外の決済容認を命令](#)

蘭・EU 2022.5 MatchがGoogle Play Billingについて蘭・消費者市場庁(ACM)に苦情申し立て
2022.5 ACMがGoogle Play Storeによる支配権の濫用の可能性について予備調査を[開始](#)
2022.8 EUが上記に関する調査開始、これに伴い、蘭での調査は終了する見込み

印 2021.9~ アプリストア運営について業界団体とApple、Googleが係争中
2022.1~ 上記を受け競争委員会(CCI)がGoogleへの調査を開始

▼Epicの提訴を受け、ACCCが調査実施

豪州 2021.4~22.2 競争消費者委員会(ACCC)がデジタルプラットフォームに関して調査、アプリ内決済以外の決済の許可等を定める法改正が必要と[指摘](#)

▼電気通信事業法改正後初の調査事例

韓国 2022.6-7 Kakao Talkの外部決済リンク使用を受けGoogle PlayでのKakao Talkアプリへの更新提供を停止、同措置を受け、Kakaoは外部決済リンク使用継続を[断念](#)
2022.7 韓国通信委員会(KCC)が上記Googleの措置を電気通信事業法違反の疑いで調査中

韓国 2022.8~ 競争委員会(KCC)が電気通信事業法違反の疑いでAppleを調査中

日 2016.10 公正取引委員会(JFTC)がApp Store運営について独禁法審査開始
2022.6 Appleのリーダーアプリでのアプリ内決済以外の決済容認を受け、[審査を終了](#)

4. 大企業の人材流動化と副業促進による『大人のインターン』

(学生向け)

- ・ 中学・高校・大学と起業家との接点の強化(アントレプレナーシップ教育の強化)

⇒機会が増えれば行動する人は増える

大学での一般教養での必須化、義務教育での実践教育
英語でのプログラム実施など

(新卒向け)

- ・ インターンを積極活用、不要な規制はしない

(既卒、中途向け)

- ・ 人材流動化のために副業活性化⇒『大人のインターン』

5. スタートアップ基金の創設(脱・単年度予算主義)

スタートアップの事業成長のための資金供給を長期的にサポートする予算的な枠組みを恒久的なものとして設立することが必要

(関連する政府作成の資料の抜粋)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の実施についての
総合経済対策の重点事項(抄)

令和4年10月14日
新しい資本主義実現本部事務局

2. スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開・出口戦略の多様化

・成長に時間を要するスタートアップに対して、公的資本も含めた資金供給の拡大により、その事業成長を後押しし、同時に、国内のベンチャーキャピタルの育成や海外投資家・ベンチャーキャピタルの呼び込みを図る。

・あわせて、スタートアップに関わる税優遇措置を検討するとともに、公共調達によるスタートアップの支援の拡大や、創業時の経営者のリスクを軽減するために個人保証を不要とする制度を措置する。

(1) 中小企業基盤整備機構のベンチャーキャピタルへの有限責任投資機能の強化

- 中小企業基盤整備機構は、国内ベンチャーキャピタルに対して有限責任投資を実施し、過去10年間で1,700億円の投資実績がある。今後、新たに、資金力やスタートアップの育成ノウハウを有する内外ベンチャーキャピタルへの出資などを行うことも念頭に、出資機能の強化を図る。

(2) 産業革新投資機構の出資機能の強化

- 産業革新投資機構は、過去4年間で1,200億円規模のファンドを通じ、スタートアップに投資をしてきた実績がある。今後、新たに、これを大きく上回る規模のファンドを立ち上げるとともに、法改正を行い運用期限を2050年まで延長する(現在の期限は2034年)ことにより、出資機能を強化する。

(3) 研究開発型スタートアップへの支援策の強化(新エネルギー・産業技術総合開発機構)

- 現在、研究開発型スタートアップの技術シーズと事業化との間のギャップを埋めるため、認定ベンチャーキャピタルによる実用化開発費に相当する額の1/3出資を条件に、残りの2/3を新エネルギー・産業技術総合開発機構より補助している。今後、補助上限の拡大、支援メニューの拡大、海外ベンチャーキャピタルを含めて対象となるベンチャーキャピタルの拡大を行う方向で、支援を強化する。

(4) 創薬ベンチャーへの支援強化(日本医療研究開発機構)

- 現在、創薬ベンチャーに対し、支援対象を感染症関連に限定した形で、認定ベンチャーキャピタルによる実用化開発費に相当する額の1/3出資を条件に、残りの2/3を日本医療研究開発機構より補助している。今後、支援対象を感染症関連以外で資金調達が困難な創薬分野にも広げる方向で、支援を強化する。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(2022年10月28日閣議決定)(抄)

『成長に時間を要するディープテック等のスタートアップに対して、**公的資本も含めた資金供給の拡大**等により、**その事業成長や研究開発を後押し**し、同時に、国内のベンチャーキャピタルの育成や海外投資家・ベンチャーキャピタルの呼び込みを図る。』


6. 株式投資型クラウドファンディングの規制改革

- 未上場株式市場の整備の一環として、株式投資型クラウドファンディングを活用しやすくするべき。発行総額1億円未満の上限を米国並みに5億円に引き上げるべき。
- クラファンでの平均調達額が日本より少ない状況であった米国では、シード期や高成長企業の利用を促す目的等のため産業政策として大幅に最近引き上げている。

(2020年2月に規制改革推進会議で当連盟が提案した内容)


現状の少額要件（発行総額1億円未満・一人当たり投資額50万円以下）は、資金調達者（スタートアップ企業）及び投資家の双方の観点からみて、条件が厳しすぎるのではないか？

1億円では資金調達額としてぜんぜん足りないな…



スタートアップ事業者

手持ち資金に余裕があるので、もっと投資したいけど50万円を超えてしまう・・・



投資家

1億円・50万円問題

(米国での規制改革事例)

調達上限額、投資上限額ともに規制緩和

2020年11月2日、米国の証券取引委員会により採択

調達上限額	107万ドル	500万ドル
投資上限額	<p>1. 年間所得又は純資産が10.7万ドル未満： 以下のいずれか大きい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,200USD ・ 年間所得又は純資産のいずれか小さい方の5% <p>2. 年間所得及び純資産が10.7万ドル以上： ・ 年間所得又は純資産のいずれか小さい方の10% (上限10.7万ドル)</p>	<p>1. 自衛力認定投資家： 制限なし</p> <p>2. 上記以外：</p> <p>(1). 年間所得又は純資産が10.7万ドル未満： 以下のいずれか大きい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,200USD ・ 年間所得又は純資産のいずれか大きい方の5% <p>(2). 年間所得及び純資産が10.7万ドル以上： ・ 年間所得又は純資産のいずれか大きい方の10% (上限10.7万ドル)</p>

Appendix 詳細補足説明資料

個別政策要望その1

①『起業』それ自体の壁(起業者への応援環境が少ない)の突破

- ・連帯保証の廃止等個人保証・与信問題の検証と対策
- ・失敗を認める文化や起業文化の醸成
国民が世界の起業文化に触れる機会を提供する(グローバルイベントの開催等)
総理官邸でのハッカソン開催等
- ・アントレプレナーシップ教育強化(大学での一般教養での必須化、義務教育での実践教育、英語でのプログラム実施など)
- ・新卒一括採用や終身雇用の見直し

②人材調達の壁の突破

- ・株式報酬制度の拡充等によるスタートアップの人材獲得力向上
 - ・税制適格の期間制限(10年)の緩和、行使期間の延長、権利行使価額の年間合計額の引き上げ、RSUなど従業員向け株式報酬の円滑化等
 - ・米国のようなストックオプションプール導入のための法制度整備
 - ・従業員が使いやすい未上場株式のセカンダリーマーケットの整備(保管管理委託要件の見直しを含む)
 - ・株式評価額算定方法のあり方の検証
 - ・ストックオプション活用に向けた必要な情報共有・周知 等
- ・種類株の活用
- ・兼業・副業の推進
- ・オープンイノベーション促進優遇税制の拡充強化
- ・移民政策の推進(『移民基本法』の制定による移民政策明確化、『令和鎖国』の撤廃と開国への転換)
- ・STEAM教育強化等の高等教育改革、大学科目の編成替え
- ・世界的な人材獲得競争に向けた支援策の検討

③開業手続きコスト面での壁の突破

- ・会社設立手続き(設立登記、公証人の定款認証等)の手間とコストの削減
- ・リアルの事務所を求める各種事業法等の横断的な見直し(『無店舗サービス』の解禁等)
⇒デジタル臨調や規制改革推進会議で「デジタル原則」等からのチェック事項に

個別政策要望その2

④資金調達面等での壁の突破

- ・マーケットでのエクイティファイナンス機能の整備と拡充
 - ・株式投資型クラウドファンディングを米国並みに拡充(調達金額上限を1億円から5億円)
 - ・マーケットプレイスの創設
 - ・日本版レギュレーションDの導入
- ・資金調達に関する競争環境が整ったエコシステムの構築(投資家が海外の目利きによる資金供給の拡大含む)
- ・個人からVCへの投資拡大に向けた制度的検討
- ・IPO価格設定プロセスの見直し
- ・上場基準・上場廃止基準の運用の適正化(赤字決算や債務超過状態の評価の在り方の検討)
- ・投資促進優遇税制の導入・拡充
- ・寄附税制の見直し
- ・社会的インパクト投資拡大
- ・J-KISSのスタンダード化
- ・IT導入補助金など支援策が昨今のsaas型ビジネスモデルにあってるかどうかの点検と所要の改正
- ・日本版SPACの制度化の検討

⑤企業運営コストの壁の突破

- ・登記事項・種類株変更手続の負担軽減
- ・会社分割手続の負担軽減
- ・株式買取条項の見直し
- ・アナログ10原則撤廃などデジタル規制改革の実施
- ・上場審査手続きのデジタル化・合理化
- ・裁量労働制の適用拡大
- ・税制負担の見直し(法人税の引き下げ、国外転出時課税制度の見直し、未実現利益への課税の見直し等)
- ・産業構造の転換を踏まえたゼロベースでの税制の見直し

個別政策要望その3

⑥事業化に当たっての既存法令の壁の突破(企業が法制度に合わせて事業を断念するのでなく法制度が時代の進展に合わせていくことへの転換)

- ・規制改革推進体制の強化
 - ・規制改革の『知の基盤』をつくる
規制問題に関する部署の統合・一元化の検討
民間提案の論点整理等の事務処理迅速化のための体制強化(民間専門人材の積極活用、公共政策大学院の活用、規制改革の今までの工夫をデータベース化等)
 - ・規制改革推進部局と各省庁規制改革窓口との定例会議を通じた案件管理とフォローアップ、対応の早期化
 - ・規制のリ・デザインに向けた制度的基盤の導入(各種事業法改正の一括整備法)
 - ・各種事業法に、サンドボックスの規定を導入。または、規制制度をアップデートする趣旨の規定を各種事業法に導入したうえで、各事業所管官庁に規制改革担当部署を設置し、各省庁が『規制改革白書』を公表する。
- ※新経済連盟は、従来より、行政対応コストを総量規制し全体を低下させていくための法制度を諸外国並みに導入することを提案している。

⑦社会実装の場が不在という壁の突破

- ・各省庁等によるスタートアップからの調達目標設定を含めた公共調達改革
- ・SBIR制度の改革
- ・オープンデータの推進
- ・LGWANによる分断問題の解消
- ・社会実装の実験場の提供

上記のほか、7つの壁のうち多くのものをなくすための横断的な課題としては、労働市場の改革になる(次頁参照)

労働市場改革の「7つの壁」へのインパクト

柔軟で流動性の高い労働市場の実現

- 労働者は、特定の組織（企業、大学、研究機関、官公庁等）に縛られることなく自由な仕事の選択が可能
- 企業等は、労働者を永続的に雇用するという前提から生じる「リスク」を意識することなく採用が可能

起業に挑戦する人の変化

仮に「失敗」した場合であっても、他の企業等に就職してその経験を活かすチャンスが普通にあることで、起業の心理的負担が軽くなる。

『起業』それ自体の壁を崩す

M&AによるExit機会の増加

「成功」によりExitした後、新たな起業や他の組織で働くことも可能となる。

起業のノウハウの普及

企業等の組織の中で働く人の変化

レガシーな企業等において、人事やポジションの制約から「死蔵」されている人材が、専門能力を発揮できる他の組織に移りやすくなる。

人材調達の壁を崩す

高い専門能力を持つ人材の増加

ビジネス、技術、ファイナンス、法務といった様々な分野について、それぞれに高い専門能力を持つ人材が様々な場（事業会社、コンサル、VC、法律事務所、大学、研究機関、官公庁等）で能力を発揮。

コンサルティング・投資・教育・協業などを通じて専門的ノウハウを普及。

発注側にも高い専門性を持つ人材が配置

社会実装の場が不在という壁を緩和

企業等の変化

人事上の都合からの自前主義に囚われず、M&Aをはじめとするオープンノベーションが活性化。

法務の高度な専門的ノウハウの活用

『開業コスト』の壁、『企業運営コスト』の壁、事業化に当たった既存法令の壁を緩和

ファイナンスの高度な専門的ノウハウの活用

資金調達面での壁を緩和

社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し (当連盟税制改正要望より抜粋)

趣旨

- SDG s 推進にあたって、「**金融の回路を見直す**」ためのグローバルな潮流
 - 日本でも、機関投資家によるESGの投資基準への組み入れ、企業のESG情報開示の充実など、**上場企業においてはESG投資はメインストリーム**に
- 一方、SDG s 推進にあたっては、革新的な技術などで社会課題に挑戦する**ソーシャルベンチャーの育成やそれを取り巻く市場の整備**も重要
- この点、ソーシャルベンチャーに**社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金**を呼び込むことが重要
 - **イギリスの社会的投資減税**は、認証を受けた法人等に対する個人投資を税制優遇
 - 日本でも、地方自治体等による認証を受けた地域企業への資金供給を促す「地方創生SDG s 金融」の取り組みがあるが、資金供給の主体として想定されているのは地域金融機関であり、**税制優遇などのインセンティブ存在せず**

具体策

- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠**を創設
 - Community Interest companyやB corp認証のように、**定款への記載や定期的な情報開示、など一定の要件を満たしたベンチャー企業**への個人投資について、**優遇措置を拡充**（優遇措置Aの控除上限の緩和や優遇措置Bも所得控除にする等）

(参考)当連盟では2016年以来、ソーシャルビジネス振興やフィランソロピーエコシステム創設の必要性を政策提言等で提唱し、関連支援税制の必要性にも言及している。

https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/topic512/topic_1.pdf

https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/topic679/topic_1.pdf

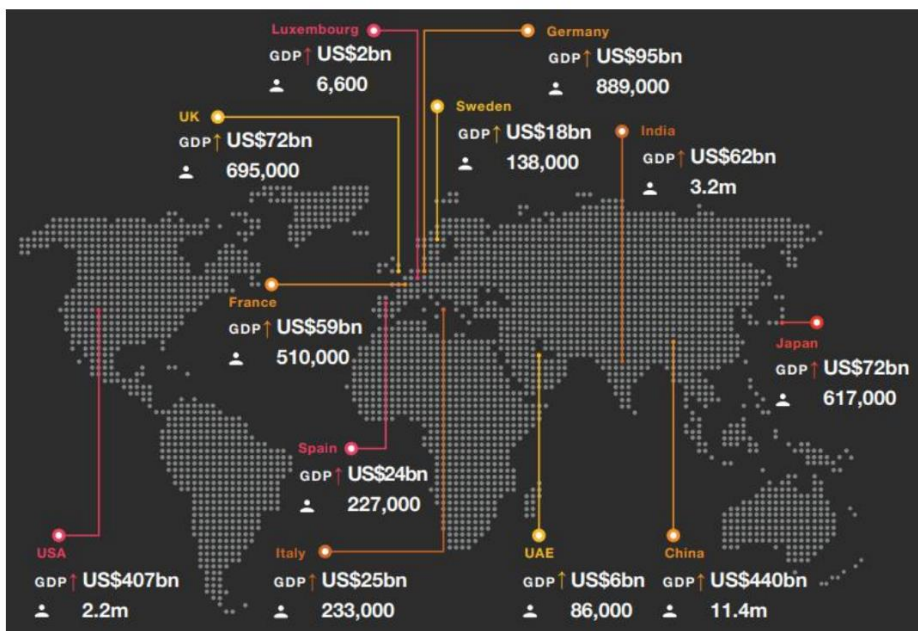
ブロックチェーンがもたらす経済効果

暗号資産やトークンをめぐる諸制度(会計、税制、法制度等)の適切な対応ができるか次第で、72.3億ドルの潜在的市場を失い、他国依存になる可能性がある

- 2030年までに、BCには全世界で+1.76兆ドルのGDP押し上げ効果（全世界GDPの1.4%）が期待されている
- 日本でも+72.3億ドルのGDP（約7,720億円※）、61.7万人の雇用押し上げ効果があると予測

※2020年平均レート106.78/ドルにて計算

【GDP(上段)と雇用(下段)の押し上げ効果：2030年まで】



(GDP増加額ランキング)

- ① 中国：440.4億ドル
- ② アメリカ：407.2億ドル
- ③ ドイツ：95.3億ドル
- ④ **日本：72.3億ドル**

内訳

トレーサビリティ：30.6億ドル
金融サービス・決済：22億ドル
ID・認証：9.1億ドル
契約・紛争解決：6.4億ドル
顧客エンゲージメント：3.8億ドル

- ⑤ イギリス：72.2億ドル

出典：pwc "Time for trust" 2020年10月

デジタルフレンドリーな制度改革(規制、税制、会計制度等)

- 政府デジタル臨調でも「デジタル原則」に沿ったアナログ原則の撤廃に向けて議論
- 新経連としては、これまでも**アナログ10原則の撤廃**を掲げており、**着実に実施**されることを期待

(アナログ10原則)

①対面・面前原則	⑥出頭原則
②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則	⑦現場・店頭での専門家の常駐／配置要請の原則
③押印原則	⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則
④行政機関における印紙による支払原則	⑨原本原則
⑤様式原則	⑩現金原則

- さらに、ブロックチェーン等の**最先端技術の活用**に当たって支障とならず、**イノベーションを促進する「デジタルフレンドリー」な制度が必要**。例えば以下の制度を整備等すべき

(整備等対象の制度例)

- ✓ 有価証券のデジタル化への完全適応に向けた包括的な法整備
- ✓ 電磁的記録、電子署名へのブロックチェーン活用における法制度上の明確化
- ✓ STO・ICOによるトークン発行・保有等に関する会計基準整備
- ✓ ブロックチェーンに関する税制上の課題解決（法人の未実現利益に対する課税、個人所得税制上のキャピタルゲイン課税化）

暗号資産税制に関する課題と要望 (2022年9月7日 税制改正要望書を提出済)

現行制度 (法人税)

- ▶ 企業が期末に保有するトークンは、**自社発行・自己保有のトークンも含め基本的に時価評価課税**
- ▶ 暗号資産の発行・保有に係る**会計基準や監査基準がない**

※ 企業会計基準委員会 (ASBJ) により整理案は示されたものの、**基準設定にはASBJ理事の全会一致を要することから、数年かかる可能性**
※ **アメリカでは、公認会計士協会による「デジタル資産の会計と監査に関するガイダンス」が存在し、一定の会計基準と監査手続が整備**

生じている課題

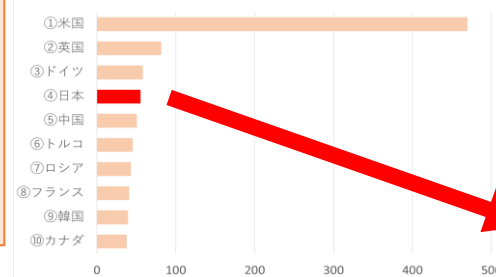
- ▶ 未実現利益への課税は予見可能性に乏しく、支払困難なケースも
- ▶ 事業用資金の確保にも影響
- ▶ 暗号資産を発行・保有する企業に対する監査の忌避

➡ **有望なWeb3.0企業の国外流出 (100件超と推定)**

生じる悪影響 (日本のプレゼンス低下)

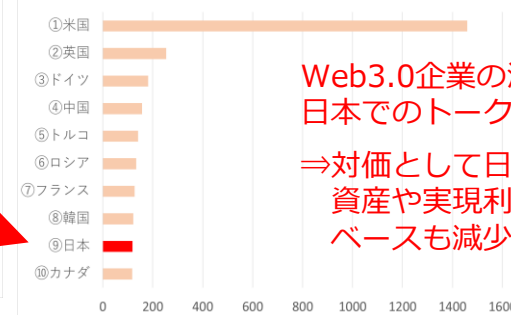
税制改正をせずにWeb3.0企業の流出が続けば、世界のトークン市場における**プレゼンス低下**の恐れ

2021年の国別暗号資産実現利益ランキング



出典：両国ともChainalysis資料をもとに新経連作成

2021年の国別暗号資産実現利益ランキング 試算



Web3.0企業の海外流出によって日本でのトークン発行が抑制
⇒対価として日本に流入する暗号資産や実現利益が減少し、課税ベースも減少すると考えられる

法人税に関する要望

1. 自社発行・自己保有のトークンを、**簿価評価課税に見直し**
2. 自社発行・第三者保有のトークンも、**スタートアップ企業が発行し短期売買目的でないものは、簿価評価課税に**

所得税・相続税に関する要望

1. 暗号資産の取引から生じる利益は**申告分離課税 (一律20%)**の対象とする。損失は繰越控除を認める
※暗号資産デリバティブ取引についても同様
2. 相続した暗号資産への課税 (相続税評価時・譲渡時) を、**株式並みに見直し**
 - ①相続税評価額として、相続開始日の時価のほか、相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とする
 - ②相続暗号資産を譲渡する場合、相続株式の譲渡所得等に認められる「取得費の特例※」の対象とする

※ 相続により取得した株式等の財産を一定期間内に譲渡した場合に、相続税額の一部を取得費に加算して譲渡所得を計算することで、税額を軽減できる措置 (租税特別措置法39条)

数字で見るデジタル経済の進展①

	市場規模	外国勢のシェア推移	市場規模と外国勢シェア動向
アプリストア ※音楽・動画配信サービスやゲーム などを含む	約2.0兆円 (2020年)	ほぼ100%⇒ ほぼ100% (2017年) (2020年)	手数料30%がストア側へ、外国勢独占
音楽定額制配信サービス	約800億円 (2020年)	75%～ ⇒ 75%～ (2017年) (2020年)	外国勢シェア高止まり
動画定額制配信サービス	約3,200億円 (2020年)	20%～ ⇒ 40%～ (2018年) (2020年)	約2倍 (2018⇒2020年)
アプリゲーム	約1.2兆円 (2020年)	20% ⇒ 35% (2018年) (2020年)	約2倍 (2018⇒2020年)
インターネット広告	約1.8兆円 (2020年)	50～70%⇒ 50～70% (2018年) (2020年)	市場規模は続伸 外国勢シェア高止まり
EC	約4.5兆円 (2019年)	25% ⇒ 30% (2016年) (2019年)	市場規模は続伸

数字で見るデジタル経済の進展②

	市場規模	外国勢のシェア	シェア推移や見通しなど	
基盤	スマホOS (2020年) ※スマホの国内出荷台数	約3,000万台	ほぼ100% (2020年)	iOSとAndroidでほぼ100%。なおHuaweiはスマホOSをアンドロイドから独自OSに移行予定
	PCのOS (2020年) ※PCの国内出荷台数	約1,700万台	ほぼ100% (2020年)	Chrome OSのシェアが伸びる見込み
	クラウド (2020年)	約2.9兆円	80%~ (2020年)	AWS、Azure、GCPの利用拡大が進み、2025年には、国内市場規模約6.7兆円の見込み
リアル領域	教育 ※GIGAスクール 向け端末 (2021年)	約750万台	55%~ (2021年) ※端末メーカーベース	OSベースでは、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」(文科省)で、Microsoft, Google, Apple提供の3種のOSのみ(100%外国勢)
	ウェアラブル (スマートウォッチ) (2019年) ※国内出荷台数	約200万台	90%~ (2019年) ※端末メーカーベース	2025年には、スマートウォッチ(腕時計・リストバンド型)の出荷台数は400万台を超える見込み
	スマート スピーカー (2019年) ※保有世帯数	約400万世帯	85%~ (2021年4月時点) ※音声認識エンジンベース	2025年には、保有世帯数が約2000万世帯まで上昇見込み。SONY等の国内メーカーもあるが、Google, Amazonの音声認識エンジンを使用

OS・アプリストアの強固な寡占対応の法改正

デジタル経済では、OS等は全ての産業の基盤。手数料率の適切性にも切り込む法改正等が必要。

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に特に**モバイルOSは2社による寡占**
決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- 結果、アプリストアの**手数料率**は**極めて高額**
(基本30%、一部15%)
最近の**公取調査**も**根本解決に至らず**
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限** (モバイル通信等他分野における競争にも悪影響)
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等**による**速やかな事後的是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡占構造**となっていること**自体が課題**
構造的措置を取る「独占的状态」の発動も検討

※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」
※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置

韓国における電気通信事業法改正 - タイムライン・規制内容 -

- Google及びAppleは韓国の規制強化に反発していたが、法案成立を受け、韓国に限り自社決済システム利用義務付けを撤回
- アプリストア事業者の特定の決済方式を強制する等の行為は禁止されたが、アウトリンクや手数料率については規定なし

■ 電気通信事業法改正に関するタイムライン

- 2020年9月、GoogleがGoogle Playでのアプリ内課金システム利用 (=手数料支払) 義務付けを発表
- 2020年10月、韓国公正取引委員会(KFTC)がアプリ手数料についての調査を開始
- 2021年7月、電気通信事業法改正案の審議が開始
- 2021年8月、電気通信事業法改正案が可決、翌9月に施行
- 2021年9月、KFTCは、GoogleがOS市場における自社の優越的地位を濫用したとし1億7,700万ドル(約194億円)の制約金支払い命令
- 2021年10月、韓国政府はAppleとGoogleに新しい法律遵守に関する計画を準備するよう要請
- 2021年11月、Googleが韓国で自社決済システムの利用義務付け撤回(アプリ配信手数料: 15%*→11%) * アプリ開発者によっては最大30%を請求
- 2022年2月、放送通信委員会(KCC)は、Google、Appleの提出した法令遵守計画を、具体性に欠け是正が必要と評価
- 2022年3月、電気通信事業法改正案の細則が成立
- 2022年6月、Appleが韓国でサードパーティ決済システムの運用を開始(アプリ配信手数料: 26%)
⇒アプリ内決済と併用不可、App Storeの一部機能は使用不可、返金要求や購読管理へのサポートなしなど、アプリ開発者の負担大
- 2022年6月、Googleがアウトリンクの継続使用を理由に、Kakao Talkへのアプリ更新提供を停止
- 2022年7月、Kakao Talkがアウトリンクの継続使用を断念、放送通信委員会(KCC)は電気通信事業法違反の疑いでGoogleへの調査開始

■ 改正電気通信事業法による規制のポイント

- アプリストア事業者モバイルコンテンツの決済や払戻しに関する事項の約款への明示を義務付け
- 科学技術情報通信部長官又はKCCは、アプリ開発者の保護等に必要な場合、アプリストア運営実態を調査可能
- 通信紛争調整委員会がアプリマーケットでの利用料金の支払い、請求取消、還付に関する紛争を調整
- アプリ内課金におけるアウトリンク許可やアプリストアが科すことのできる手数料率に関する規定なし
- 特定の決済方式の強制、モバイルコンテンツ等の意図的な審査遅延やアプリストアからの不当な削除を行った場合、KCCが韓国内アプリ収入の最大2%を罰金として徴収

韓国のアプリストア関連規制動向 - 特別法による措置の背景 -

- 電気通信事業法は、韓国放送通信委員会(KCC)の特別法であり、通常の競争法(韓国の場合、公正取引委員会の公正取引法)とは異なる位置づけ、アプリストアのエコシステムや特性を踏まえ、特別法の適用を決定
- 韓国での法改正は国会の議論を経て処理するシステムで、行政部の関与が制限されているため議員立法で発議
- 電気通信事業法の執行機関はKCCであるが、効率的な法施行のために、競争当局である公正取引委員会とMOU を締結し、一般法と特別法間の原則によって重複規制となる問題を調整

■ アプリストア市場の有する特性

単純な販売のみで完結しない

⇒ エコシステム内に「開発→審査→登録及び公開→取引→利用」という段階的プロセスが存在

間接的ネットワーク効果が発生

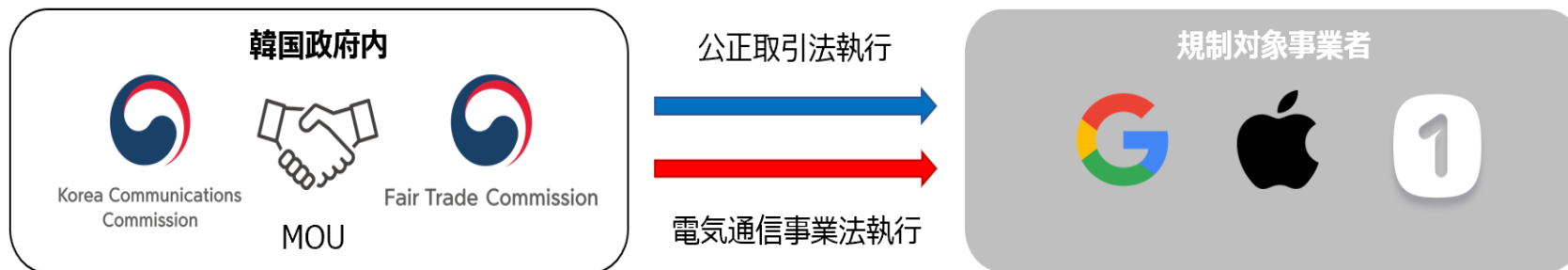
⇒ 財(例: モバイルOS)とその補完財(例: アプリ) が密接に関係している場合、財の利用が進展すると、それに対応した多様な補完財が供給され、財の価値が高まる

✓ 実効力のある規制を構築するには、各段階における事業者の具体的行為を規制しつつ、情報通信の領域で表れる固有の特徴(間接的ネットワーク効果など)も考慮する必要あり

⇒ 特別法である電気通信事業法の改正による対応を決定

※公正取引法、電気通信事業法の禁止行為は、いずれも事後規制のシステムが適用される

■ 規制メカニズムの概略図



未上場株式市場（プライベート・マーケット）が未整備であることが原因との指摘

- ①日本では、諸外国と比べ、経済規模の割にはユニコーン企業の数が著しく低い要因と、創業企業が中小企業となり大企業へと成長していくのが困難な要因が、**未上場段階での株式市場（プライベート・マーケット）が未発達**であることにある。
- ②日本の現状と日本経済への悪影響の分析
 - ・日本では、米国等諸外国に比べ、**未上場株式の取引の規制改革が遅れ、プライベート・マーケットが未発達**である。
 - ・このため、成長企業が投資資金をエクイティ・ファイナンスではなく、専ら銀行融資で調達する。スタートアップはベンチャー・ファンドに頼る。
 - ・さらには、プライベート・マーケットによる企業成長の加速と個人資産の拡大の効果が生まれない。
 - ・**日本の資本ストックの成長も停滞**し、諸外国との経済成長の格差が拡大する。
- ③**米国等の諸外国では、マーケットベースのエクイティ・ファイナンスの拡大を進めている**。投資家間の競争が生じる場での発行企業主体の資本調達、成長投資のファイナンスにとって適切であること、融資では過少投資を生じさせる。

④**プライベート・マーケット整備として7つの制度改革を提案**

- ・小規模公募制度(ミニIPO)の創設
- ・私募制度の抜本拡充
- ・私募転売制度の創設
- ・証券会社の投資銀行機能の抜本強化と未上場株式の店頭市場の形成
- ・株式投資型クラウドファンディングの拡充
- ・未上場株式マーケットプレイスの創設
- ・未上場株式PTS市場

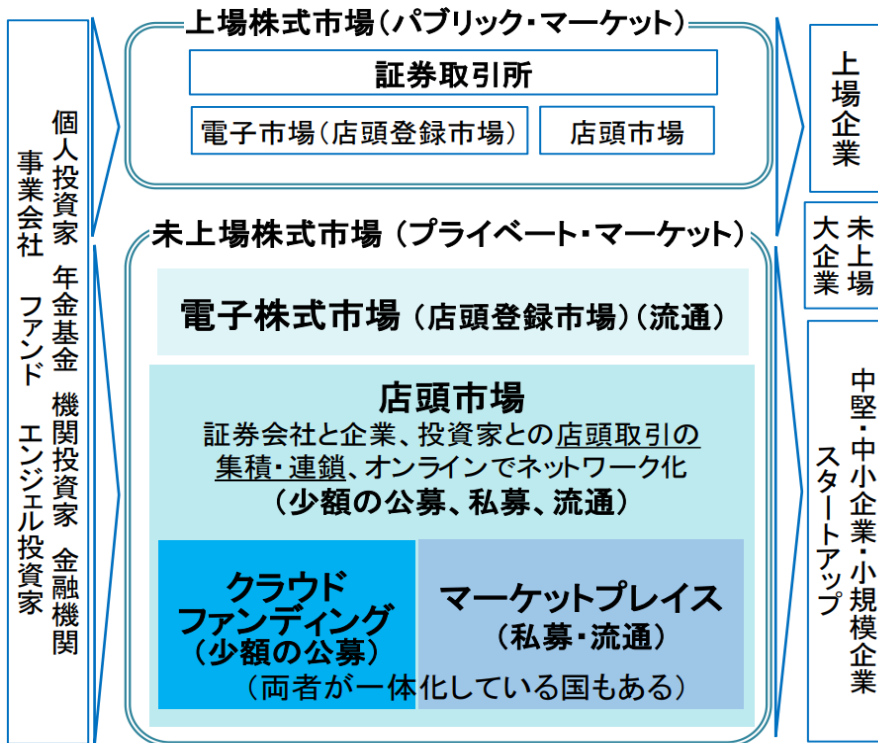
『プライベートマーケット』の未整備 日本と諸外国の比較

日本の状況：主要国で唯一日本だけが未上場株式市場が未発達

- ① 1970年代後半から証券会社の投資勧誘が禁止され、店頭市場が存在。
- ② 大企業から中小企業への縁故増資、ファンドからの投資など相対取引中心。一方、M&Aとその仲介は盛ん。
- ③ 発行市場（プライマリー市場）は、ほぼ未発達。クラウドファンディングも諸外国と比べ極小規模。
- ④ ジャスダックが証券取引所に格上げされた2002年以降、日本に未上場株式の電子市場（店頭登録市場）は不存在
- ⑤ 流通市場での電子市場システムやオンライン・プラットフォームの活用も規制されている。電子市場やマーケットプレイスも存在しない

〔米国等諸外国の未上場株式市場の構造〕

(以下の各種タイプの市場が国ごとに複数・多数存在する)



〔日本の未上場株式市場の構造〕

